

# 雲仙市ネーミングライツ導入ガイドライン

## 1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設等の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集・選定の方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

## 2 ネーミングライツの概要

### （1）定義

市が所有する施設等の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する権利です。

市は、命名する権利を取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価を得て、施設等の持続可能な運営を行うとともに、ネーミングライツ・パートナーとの協働により施設の魅力向上や地域の活性化を図ります。

なお、ネーミングライツは、あくまで愛称を付与するものであり、条例で定められている正式名称を変更するものではありませんので、議案提出時など必要な場合は、正式名称を使用することとします。

また、ネーミングライツに係る看板等の設置及び表示変更は、市が公共的な目的で掲出するものと見なし、雲仙市広告掲載基準に基づく公共広告物等とします。

### （2）導入の効果

ネーミングライツを導入することにより、以下の効果が期待できます。

- ① 厳しい財政状況の中、安定的な財源を確保することによる施設等の持続的・発展的な運営に資することができます。
- ② 民間企業等においては、広告宣伝効果及び社会貢献によるイメージアップにつながります。
- ③ 民間事業者等の新たな広告媒体として施設等が活用されることにより、地域経済の活性化に寄与することができます。

### （3）対象施設等

- ① 市が所有する施設等（建物、グラウンド、公園、道路、橋梁、駐車場等）であって、公共施設としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのない範囲で、企業名や商品名などを冠した愛称を付すことに支障のない施設、その他公有財産を導入の対象とします。

ただし、市役所庁舎や学校等、施設の設置目的上、愛称を付することが適当でないと思われるものは対象施設から除外します。

- ② 対象施設が指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の不利益とならないよう、指定管理者から意見や要望などを十分に聴取した上で、導入の可否を決定します。なお、導入に当たっては、指定管理期間を考慮し、適切な期間を設定するとともに、指定管理者とあわせて公募を行うことも検討します。

#### (4) ネーミングライツ料等

ネーミングライツ料に係る市の希望金額の算定基準は以下のとおりとします。

- ① 対象施設や類似施設の利用状況、施設の運営・維持管理費用、市場の動向等を総合的に勘案し、施設ごとに募集の都度決定します。  
なお、最低希望金額は、年間10万円（税抜き）とします。
- ② 金銭による対価を原則としますが、施設等で活用可能な物品等の提供や施設の清掃、剪定、保守点検の実施等を対価とする提案も受け付けるものとします。  
また、ネーミングライツ料は、ネーミングライツ契約を目的とする施設等の維持管理に活用することを原則とします。
- ③ ネーミングライツ料は、毎年度当初に、市が発行する納付書により指定された期日までに一括してお支払いいただくことを基本とします。  
なお、ネーミングライツ料の発生・終了が年度途中になる場合、当該年度のネーミングライツ料は月割により按分計算とします。
- ④ 契約期間中において、対象施設に改修の必要が生じ、施設を閉鎖する場合（ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、閉鎖している期間中の命名権料を減額するか、場合によっては、愛称を表示する期間を変更することがあります。

#### (5) 契約期間

契約期間については、利用者や市民の利便性を踏まえるとともに、施設の公共的な性格からも名称が短期間で変わり、混乱が生じることは避ける必要があります。

一方、ネーミングライツ・パートナーにとっては、経済情勢や経営環境に柔軟に対応できなければなりません。

これらを考慮し、概ね3～5年とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮した期間の設定とします。

また、更新する場合は、契約したネーミングライツ・パートナーが優先交渉できることとします。

### 3 導入の手続き

ネーミングライツの募集は、原則、公募により募集します。

なお、ネーミングライツ募集については、市が選定した施設等について、ネーミングライツの募集を行う方法（以下「施設等特定型」という。）又は民間事業者等が、提案施設等を選び、愛称や金額などを提案する方法（以下「提案型」という。）のいずれかにより実施することとします。

それぞれの方法による導入の流れは、以下のとおりです。

#### (1) 施設等特定型

- ① 導入施設、募集条件の決定
- ② ネーミングライツの募集
- ③ 審査委員会の開催（審査・優先交渉権者の選定）

- ④ 優先交渉権者との協議
- ⑤ ネーミングライツ、愛称の決定
- ⑥ 契約の締結
- ⑦ 施設表示等の変更及び周知（市報・HP・報道機関への投げ込み等）
- ⑧ 愛称の使用開始

## （２）提案型

- ① 団体等から提案の受付
- ② 施設所管部局による導入可能性の検討（他の事前相談がない場合）
- ③ 審査委員会の開催（審査・優先交渉権者の選定）
- ④ ネーミングライツ、愛称の決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設表示等の変更及び周知（市報・HP・報道機関への投げ込み等）
- ⑦ 愛称の使用開始

※提案型の場合で、複数の応募が見込まれる場合等は、検討の結果、手続きの途中で施設特定型の手続きに転換することがあります。

## （３）募集期間

- ① 施設等特定型・・・原則として、30日以上とします。
- ② 提案型・・・・・・随時、提案を可能とします。

## 4 ネーミングライツ・パートナーの要件（応募資格）

市が所有する施設等のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体（以下「法人等」とします。）とします。ただし、以下のいずれかに該当するものは、応募することができません。

なお、以下に定めるもの以外でも、施設等の性格等から応募資格を制限することができるものとします。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等
- （２） 市の定める基準による指名停止又は入札参加停止措置を受けている法人等
- （３） 直近の国税又は地方税を滞納している法人等
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生又は再生手続きを行っている法人等
- （５） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- （６） 貸金業の規則等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む法人等
- （７） ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- （８） カイロプラクティック、整体など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種

- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する通信販売、訪問販売を行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第 30 条に規定する通信販売協会に加盟している法人等を除く。
- (10) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のある、勧誘、募集等を専ら行う法人等
- (11) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (12) 政治性又は宗教性のある法人等
- (13) 雲仙市暴力団排除条例第 2 条より、次の①から⑥の要件に該当する法人等
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ② 役員等（当該事業に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者
  - ③ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (14) その他、市長が適当でないと認める者

## 5 愛称の条件

### (1) 愛称付与の条件

- ① 市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称を付与することとします。
- ② 施設等の性格等から、内容を制限する場合やその愛称に一定の条件を付すことができることとします。
- ③ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

### (2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性、宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- ⑥ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

### (3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできないこととします。

愛称は、一般的な呼称として用いられる名称で、本市の条例で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

愛称が定着するまで（概ね 1 年を予定）、条例上の名称を併記する場合があります。

## 6 ネーミングライツ・パートナーの選定方法等

### (1) ネーミングライツ審査委員会

ネーミングライツ・パートナーの選定のため、庁内の関係職員で構成するネーミングライツ審査委員会を設置します。

### (2) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たっての審査基準は(3)のとおりとし、この審査基準に基づき、審査委員会において総合的に審査し、優先交渉者及びその順位を決定します。

応募者が 1 者のみの場合でも、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。

※優先交渉者…応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者をいいます。

### (3) 審査基準

#### ① 愛称の適否

市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ  
施設の設置目的やイメージとの整合 など

#### ② ネーミングライツ料等（役務の提供内容等）

応募金額等の妥当性（役務の提供内容の妥当性） など

#### ③ 契約期間

契約期間の妥当性、長さ など

#### ④ 地域性

市内本社の有無 など

#### ⑤ 経営の安定性

財務状況から見た経営の安定性  
ネーミングライツ料の支払い能力 など

#### ⑥ 地域貢献等

施設の魅力や利便性、地域貢献度や市民サービスを高めるための提案があるか、  
提案内容の具体性、実現性 など

## 7 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

### (1) ネーミングライツ・パートナーの決定

審査委員会の結果をもとに、優先交渉者と細部について協議し、合意に至った後、当該

優先交渉者をネーミングライツ・パートナーとして決定します。

ただし、合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、第2順位の交渉者と協議を行います。

## (2) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、市とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

ネーミングライツの契約書に関しては、雲仙市ネーミングライツ契約書を原則とします。

なお、契約を締結したネーミングライツ・パートナーには、次回契約において、優先的な交渉権を付与することができます。その際は、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めるとします。

## (3) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーが決定したときは、ネーミングライツ・パートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間、その他の情報を広報紙、市ホームページ、報道機関への情報提供等により広く公表します。

## 8 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、以下の表によるものとします。

なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区分	市（指定管理者）	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
施設ホームページ及び封筒、パンフレット等の表示変更※	○	

※封筒、パンフレット等については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

※指定管理者制度導入施設においては、指定管理者との協議も必要となります。

## 9 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーを決定した後、ネーミングライツ・パートナーの要件を欠くこととなったとき、又は要件を欠くことが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でない認められるときは、市は決定の取り消し又は契約の解除をすることができることとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

## 10 その他

### (1) リスク負担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

その他、定めのない事項が生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し決定するものとします。

### (2) 秘密の保持

応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

## 11 ガイドラインの適用時期

このガイドラインは、令和7年12月1日から施行します。

## 雲仙市ネーミングライツ・パートナー審査基準（案）

### 1 審査委員会

ネーミングライツに係る審査委員会を設置する場合は、以下の例を参考に、庁内の関係課長級以上の職員で構成される委員を選任するものとします。

（委員構成の例）

- 委員長 副市長
- 委員 担当部長（施設所管部局）
- 委員 総務部長
- 委員 財務部長
- 委員 担当課長（施設所管部局）
- 委員 財政課長
- 委員 未来創生課長

### 2 審査基準について

#### （1）応募資格等審査

応募資格や提案された愛称案等が、募集要項の条件を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告することとします。審査委員会は、その結果を踏まえて審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、選定対象外とします。

#### （2）審査の考え方

- 委員は、（1）の応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、（3）「審査項目、審査ポイント及び配点」の審査項目に基づいて得点化し、最高得点をつけた委員数が最も多い応募者を優先交渉権者として選定します。ただし、優先交渉者として選定されるための最低基準は、審査項目の合計点数の6割とし、最低基準に満たない場合は失格とします。
- 最高得点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉者として選定します。
- 合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツ料等」、「契約期間」、「愛称案」、「地域性」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を優先交渉者として選定します。

(3) 審査項目、審査ポイント及び配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	市民にとって愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合等	15
ネーミングライツ料等	応募金額等の妥当性	40
契約期間	契約期間の妥当性	15
地域性	市内本社等の有無	10
経営の安定性	応募者のネーミングライツ料の支払能力、財務状況から判断した経営の安定性等	10
地域貢献等	施設の魅力や利便性、地域貢献度や市民サービスを高めるための提案があるか、提案内容の具体性、実現性等	10
合 計		100

(4) 評価方法

愛称案	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、次により採点します。 愛称としてふさわしい場合の最高点を15点、愛称としてふさわしくない場合を0点とし、0～15点の範囲で提出資料等を基に採点します。
ネーミングライツ料等	40点×当該応募金額／応募者のうち最高応募金額 ※端数がある場合は、小数点以下第一位を四捨五入する。
契約期間	15点×当該提案契約期間／応募者のうち最も長い期間
地域性	市内での事務所等の有無について <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社を有する者を10点</li> <li>・市内に営業所を有する者を5点</li> <li>・市内に本社及び営業所を有しない場合を0点</li> </ul>
経営の安定性	決算報告書による経営状況、安定性を採点します。 最高点を10点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0～10点の範囲で提出資料等を基に採点します。
地域貢献等	施設の魅力や利便性、地域貢献度や市民サービスを高めるための提案があるか、提案内容の具体性、実現性等を0点～10点の範囲で提出資料等を基に採点します。

(5) 得点の判断基準

評価の判断基準	得点 (40)	得点 (15)	得点 (10)
優れている	40	15	10
やや優れている	30	12	8
標準的である	20	8	5
やや劣っている	10	4	3
劣っている	0	0	0